

2020年12月2日

## 内閣総理大臣による日本学術会議会員候補の任命拒否に関わる意見書

佛教大学社会福祉学部教授会

学生の皆さんへ

2020年9月、内閣総理大臣により日本学術会議が推薦した会員候補のうち一部が任命されなかったということが起こりました。その後のマスコミの報道等で、これに関わる賛否や学術会議の在り方などについて様々な意見が出されています。私たちは、佛教大学社会福祉学部で研究・教育に関わる者として、本件を通して以下のような問題提起をし、ぜひ学生の皆さんと一緒にこの問題を考えたいと思っています。

一つには、憲法で定められた表現の自由にかかわる問題です。本件では、国民に対して十分な説明がなされないまま特定の研究者が任命されませんでした。任命されないことについて理解できる説明がなされないことで、特定の立場や思想に偏っているからではないかやこういう場で発言したからではないかという様々な憶測が飛び交っています。そのことで、私たちの間に、自由に発言してはいけないのではないかと、誰かに監視されているのではないかとという緊張感が漂うようになりました。憲法第21条には「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」とあります。本件は、意見を自由に表明する機会の保障という民主主義社会の根幹に関わる問題ではないかと考えています。

二つ目に、研究や大学の在り方についての問題です。特に私たちの研究している社会福祉学を含む、社会科学という学問の役割は、これから社会を担う学生の皆さんと一緒に、それぞれの社会の見る眼を育む場所だと思っています。そのためには、立場や考え方の異なる様々な意見を知り、その中から自分自身の立ち位置や意見を定めることが重要だと考えています。そのためには、大学の中で自由に研究でき、議論できることが重要です。憲法第23条にも「学問の自由は、これを保障する」ということが明記されています。本件は、教員だけではなく学生の皆さんにも関わる問題だと考えています。

三つ目には社会福祉学という学問の固有性に関わる問題です。社会福祉学とは、国民に広く影を落とす貧困問題に苦しむ市民や子どもや高齢者、障害者などの生活問題というように、社会に暮らす人々の小さな声や願いを大事にしながらいかなければならない研究分野です。特定の人たちの声を中心につくられる社会は「弱くて脆い社会」です。私たちは、社会福祉学を追究することで、どのような状況の人たちにとっても生きやすい社会を目指したいと考えます。多様な意見を持つ人々を誰一人排除しない社会、本件はそれとは反対の方向を向くことなのではないかと思っています。

以上のようなことを私たちは社会福祉学を志す仲間である学ぶ学生の皆さんたちと一緒に考えていきたいと思っています。この意見書に対しても、多様な意見が出され、自由な議論がなされることを期待しています。